

許可による工作物の新築・改築工事の完成検査の方法

(水利使用関係工作物以外、出張所長検査用)

完成検査とは、申請書添付図書と完成した工作物との照合です。

1. 検査申請にあたって

- 交付された工事の許可書別紙条件（許可条件）を確認し、竣工後、完成検査の申請をしてください。事前に出張所から説明します。
- 完成検査は、工期内に行います。
「工期」は、工事の許可書に記載された工期であり、申請書の工期と同じです。
※許可申請時に、竣工後の完成検査を見込んだ工期を設定しておく必要があります。
- 許可どおり竣工していないと、当該工作物を使用（供用）できません。
もし、許可後に申請図書と異なる変更が生じれば、変更申請及びその許可が必要となります。変更しないで完成検査に望むと、当然出来形が異なり検査不合格となります。

2. 検査申請書の添付図書

■ 竣工図（完成図）

許可申請書の添付図書（一般図、平面図、断面図、構造図等）の表示寸法と、出来上がった工作物の検測値との照合が主となります。
許可内容どおり施工されている限り、添付図書（一般図、平面図、断面図、構造図等）は許可申請書時と同じものになります。
また、申請人自身が既に検測をしている場合（社内検査など）、その結果を反映した図面としてください（設計値とそれに対する実測値双方の表示）。

■ 写真 スタッフ、巻尺の目盛が写っていて寸法が確認できるものを使用してください。

■ 許可書の写

■（該当する場合、事前承認が必要）一部使用の理由

完成検査前に当該工作物を使用したいときは例外として事前に一部使用承認を得なければなりません。通常の許可条件〇項は、「河川法施行規則第 19 条の例により」となっています。しかし一部使用が認められるものは、許可条件〇項が「河川法施行規則第 19 条及び第 20 条の例により」となっています。

注意事項

- ※完成時に水面下や埋設して地中に設置するものなど、現地での検測ができない場合は、施工中の写真を検査時に提示してください。
- ※仮設物を伴う場合は、仮設物が全部除却されている状態で完成検査を受けてください。